

令和5年（2023年）10月3日
建築課・農林水産政策課

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）への対応について

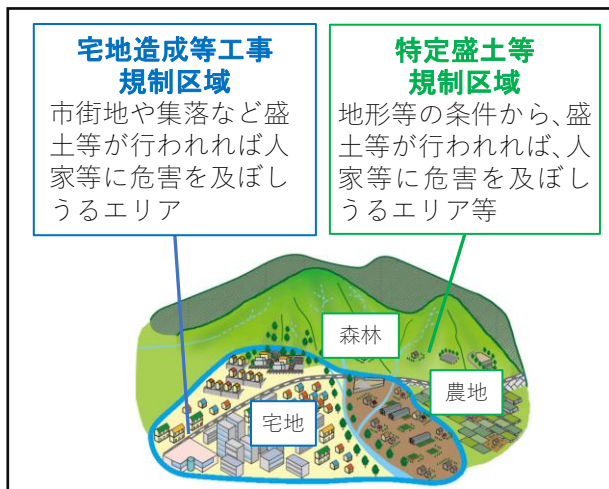
1 背景・必要性

- ・令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生。
- ・宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、一部の開発行為は規制されているものの、盛土等の規制は必ずしも十分でない。

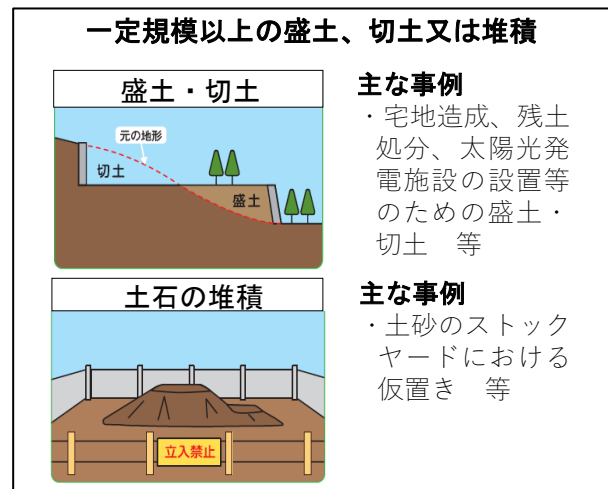
2 法律の概要（令和5年5月26日施行）

- ・「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め抜本的に改正し、「盛土規制法」として、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制。
- ・都道府県等は、基礎調査を実施し、規制区域を指定。規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は許可、届出の対象。

(1) 規制区域のイメージ



(2) 許可、届出対象となる盛土等



3 県の対応

- ・土木部及び農林水産部の関係各課で構成する盛土PTを令和4年10月に設置。
- ・規制区域の指定に必要な予備的調査を令和5年2月から実施。
- ・今後、予備的調査結果をもとに、基礎調査に着手し、市町村の意見も踏まえながら規制区域を指定予定。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月～ 基礎調査の実施、市町村への説明・協議
令和6年度 規制区域の指定
令和7年度 運用開始